

## 平成28年度第3回宮城県建築審査会議事録

- 1 開催日時：平成29年1月17日（火）
- 2 開催時刻：午後4時00分から午後4時40分まで
- 3 開催場所：宮城県行政庁舎11階 第2会議室
- 4 出席者

### 宮城県建築審査会委員

|     |                  |
|-----|------------------|
| 会 長 | 風 見 正 三          |
| 委 員 | 柴 田 明 雄          |
| 委 員 | 板 垣 努            |
| 委 員 | 柳 澤 陽 子          |
| 委 員 | 高 橋 直 子（議事録署名委員） |
| 委 員 | 大 瀧 正 子（議事録署名委員） |

### 事 務 局

#### 宮城県土木部建築宅地課

|                |         |
|----------------|---------|
| 技術参事兼課長        | 千 葉 晃 司 |
| 副参事兼課長補佐（総括）   | 片 倉 邦 夫 |
| 技術副参事兼技術補佐（総括） | 小 出 昇   |
| 技術補佐（建築指導班長）   | 佐 藤 和 裕 |
| 主任主査           | 高 橋 広 美 |
| 技 師            | 泉 澤 喬   |
| 技 師            | 佐々木 亜 樹 |

### 傍 聴 人

0名

## 会 議 次 第

1 開 会

2 審議事項

第1号議案

建築基準法第44条第1項のただし書きの規定による道路内の建築物の許可に対する同意について（七ヶ浜町）

3 報告事項

- (1) 建築審査会事前同意基準に基づく許可状況について
- (2) 第63回 全国建築審査会長会議の概要について

4 そ の 他

- (1) 次回の建築審査会の開催予定について  
平成29年3月21日（火）午後4時から  
宮城県行政庁舎11階 第2会議室

5 閉 会

## 会 議 の 概 要

- 司 会 : 定刻となりましたので、会議を始めさせていただきます。  
本日の会議の定足数を確認いたします。本日は、委員6名の出席をいただいておりますことから、宮城県建築審査会条例第4条の規定による定数を満たしておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。  
それでは会長、審議の進行をお願いいたします。
- 会 長 : ただいまから、平成28年度第3回宮城県建築審査会を開催いたします。  
今回の審査会の傍聴者はいらっしゃいますか。
- 司 会 : 本日の傍聴希望者は、おりません。
- 会 長 : 議事に入る前に、本日の議事録署名人の指名をさせていただきます。  
本日の議事録の署名を、大瀧委員と高橋委員にお願いします。
- 会 長 : それでは、次第に従いまして進んでいきたいと思っております。  
案件の概要について、事務局から説明願います。
- 事 務 局 : 本日審議いただく案件について、御説明いたします。  
本日の案件は、建築基準法第44条第1項ただし書の規定による道路内の建築物の許可に対する同意についての案件でございます。七ヶ浜町内の県道塩釜七ヶ浜多賀城線の道路区域内における公衆便所の建築についての議論でございます。  
それでは、御審議のほど、よろしくお願い致します。
- 会 長 : 第1号議案について、事務局から説明願います。
- 事 務 局 : (第1号議案について説明)
- 会 長 : ただ今の議案について、御質問等ございませんか。
- 会 長 : 今までは、どういう場所だったのでしょうか。
- 事 務 局 : 自動車駐車場でした。今回、防潮堤の嵩上げ工事を行いましたので、道路

につきましても1.4mほど嵩上げしまして、県道から海が見えるような形で整備させていただきました。七ヶ浜のサーファーの方々に人気がございまして、前面の海もサーフスポットになっております。その方々の要望もありまして、駐車場を設けて、トイレを設置した方が、観光資源として活用できるのではないかとということで、県の方で整備する形になっております。

会 長 : 要望があったとか、そういうことではないのでしょうか？

事務局 : 地元の方々の要望があつて、公衆便所を設置することになりまして、ターゲットがサーファーの方々という形になっております。

会 長 : 1つ気になるのは、こういうものは便利だからということで設置して、結果それによって弊害というか、それ以降の利用についての苦情がでることもあるような気がするのですけれども、その議論はされましたか。

事務局 : 具体的にそこまでの議論はないのですが、県の施設でございますが、地元の七ヶ浜町に管理していただくという形になっておりますので、今の視点で町の方に管理していただきたいと思っております。

柳澤委員 : これは県道ということで、この敷地全体が県の敷地であつて、道路に該当するのですか？

事務局 : そうです。

柳澤委員 : ここは、サーファーがよく来るところですね。それで、要望が出たとなると、トイレを作るのと一緒に、シャワールームの1つもあると、なおよかったのかなと思うのと、男子トイレの小便器の位置からすると、ちょっと女子トイレの入口が通り道になっている。わかっていれば目隠しの外を通るのかもしれないですけども、気がつかないで通っていくと、壁の出も少ないので、ある意味丸見え状態な造りになっているのが、もうちょっと気をつけて欲しかったなと思います。同じ許可を取らないといけない施設で、簡単には手をつけられないと思うので、そういう配慮までしていただきたかったなと思います。

事務局 : まだ着手していないようですから、所管しております仙台土木事務所の方へしっかりと、今日の御意見の内容をお伝えしたいと思います。

柳沢委員 : 私も七ヶ浜によく行ったりしていて、その地域のことも皆さんとよく触れ合っているのですが、常々シャワールームのそういう設備が欲しいねと言うのは、よく話に出ていました。ここにトイレができるのであれば、それも併設されていないのかなと、ちょっと期待して見てしまいました。

事務局 : 後段の計画の方で、女性トイレの話は事務所の方にお伝えします。シャワーにつきましては、ここから若干西側に行ったところで民間の方で営業されておりますので、シャワーの方までは道路事業と言う範囲で考えた場合に、手が出せませんし、民間の方にそこは委ねると言うかたちです。

この場所が菖蒲田浜の一番東の端になり、南西に菖蒲田浜が伸びておりますので、この県道の整備を見据えながら、民間の方で喫茶店や休憩所が地区にできておりますので、そちらの方の整備に期待したいと思っております。その点は七ヶ浜町がしっかり理解しておりますので、こういう海水浴場ないしはサーフスポットとしての位置づけで、今後とも周辺の整備をしていきたいと考えておりますので、しっかりと伝えておきたいと思っております。

柳沢委員 : ありがとうございます。

会長 : やはり要望と言うのは、1つ聞くとまた言いたくなる。周辺の所の施設の役割分担もあるかもしれませんが、確かに動線などは、今までの事例も勘案しながら新しいのを作るときに、今までであったような問題が起きないように…と言うのは大事でしょうね。

他に御質問はありませんか？

周辺には他に防潮堤ができて嵩上げになるのですか。土地利用が変わりましたよね。新しい商業施設が出来たり、景観がどんどん変わって、新しい防潮堤を含めて周辺のレベル差とか、道路の関係とかは、完成像が見えてきたのですか。今までの海がなかなか見えにくくなったという話も聞きますけど。

事務局 : どちらかと言うと、七ヶ浜町は復興が進んでいる状況にあります。この県道整備についても、あらかた見えてきていますし、防潮堤も当然完成しておりますので、これからは民間投資の方を呼び込む時期にきていると思えます。残念ながら説明に使いました都市計画図をご覧くださいと、周辺が市街化調整区域ということで都市計画法に厳しい制限がありまして、許可基準の中で観光資源として活用できる建物の立地については認めていく基準がござ

いますので、それで先程の休憩所だとか喫茶店だとか海水浴場の支援施設についても認めておるところでございますので、これから町と一緒にって一生懸命、地域整備を進めてまいりたいと思っております。

会 長 : これ自身は大きな話ではないのですが、やはり復興の計画と七ヶ浜の町としてのプランみたいなものを参考につけていただくと、位置づけとしてよりはっきりするのかなど。先程の民間施設、民間の誘導施設の役割分担もみえますし、特に七ヶ浜の場合、米軍の居住地みたいなものがありましたよね。とても景観上優れている所もあれば、七ヶ浜が観光として再生をしていくのであれば、それを支援していく施設というのであれば、公共的な意味もありますし、これ自身問題のある施設ではないと思うのですが、そういうことも含めてご説明いただくとより良いのかなと思いました。

事務局 : その辺も配慮しながら次回から追記したいと思います。外国人という意味では今回申請敷地の右側に高山の外国人避暑地があります。

会 長 : これは近いですね。観光像としてどう位置づけているのかも含め、なぜここにできたのかというのが白地だと見えにくいので。土地利用の中で見ると、この辺りは海水浴場としては、もう一度再生していかなければいけない場所という事ですね。その辺りの位置づけがあって、ここにということだと思うので、用途地域図だけではそれが見えてこないですね。

事務局 : 次回から、しっかり反映したいと思います。

会 長 : いろんな御専門の方がいらっしゃいますので、情報をいただけるような資料があると、とっかかりがつきやすいと思います。

会 長 : 御質問がないようですので、本件の許可につきまして、同意することに御異議ありませんか。

(異議ありません。)

会 長 : 御異議がないようですので、本件は同意することとします。  
以上をもちまして、本日の審議事項は終了いたします。

会 長 : 次に、報告事項について、事務局から説明願います。

事務局：（報告事項（１）（２）について報告）

会長：（報告事項（２）について、会長から概要報告）

会長：事務局からの報告事項等について、御質問等がありましたらお願いします。  
御質問がなければ、次回の開催日程について事務局から説明願います。

事務局：（次回の開催日程について説明）

会長：復興の方も今度の3.11で6年目になるのですね。日本全国がオリンピックムブームに持っていかれないように、震災復興をしっかりとやるということで安倍政権がとった東京オリンピックですから、その部分が抜け落ちないように、県としてもがんばってアピールしていただきたいと思います。オリンピックのエンブレムが一回やり直しになりましたよね。二回目のときは私の関連チームが出したりしたのですが、なぜ出したかと言うと、東北復興の気持ちをどう入れるかという事がロゴに提供されていたのです、条件で。

東北復興は東北の方から言っていないといけないし、復興を早める為に、建築行政として何が出来るかということは、しっかりこの場所で考えていかなければならないと思いますので、今年も引き続きよろしく願いいたします。

ご審議ありがとうございました。

以上で、本日の議事はすべて終了といたします。

事務局：ご審議、ありがとうございました。